

仙北市農業委員会委員候補者及び仙北市農地利用最適化推進委員候補者の推薦・募集要項

仙北市では、現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和8年12月19日をもって満了となるため、次のとおり「農業委員会委員候補者」と「農地利用最適化推進委員候補者」を募集します。

1 推薦及び募集の対象

- (1) 農業委員会委員候補者
- (2) 農地利用最適化推進委員候補者

2 募集期間

令和8年6月18日(木)～7月17日(金) 必着

3 推薦及び応募の資格

- (1) 推薦を受ける者又は応募できる者は、次のいずれか該当する方です。
 - ① 農業委員会委員候補者
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
 - ② 農地利用最適化推進委員候補者
農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者
※いずれも法令等により、農業委員又は農地利用最適化推進委員と兼職が禁止されている職にない者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、委員となることができません。
 - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 推薦及び募集の方法

- (1) 農業委員会委員候補者
 - ① 推薦
 - (ア) 農業者等が農業委員会委員候補者を推薦する場合は、農業者等3名が推薦者となり当該代表者が所定の「推薦書」(様式第1号)によ

り必要事項を記入し、記名押印のうえ市長に提出してください。

(イ) 団体等が農業委員会委員候補者を推薦する場合は、所定の「推薦書」(様式第1号)に必要事項を記入し、記名押印のうえ市長に提出してください。

② 応募

農業委員会委員候補者として自ら応募しようとする者は、所定の「応募申請書」(様式第2号)に必要事項を記入し、記名押印のうえ市長に提出してください。

(2) 農地利用最適化推進委員候補者

① 推薦

農業者等及び団体等が農地利用最適化推進委員候補者を推薦する場合は、推薦者が所定の「推薦書」(様式第1号)により必要事項を記入し、記名押印のうえ農業委員会会長に提出してください。

② 応募

農地利用最適化推進委員候補者として自ら応募しようとする者は、所定の「応募申請書」(様式第2号)に必要事項を記入し、記名押印のうえ農業委員会会長に提出してください。

(3) 提出先

仙北市農業委員会事務局(角館庁舎)に提出してください。なお、郵送による提出も可能です。また、提出された候補者推薦書及び候補者応募書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

5 候補者の選考

推薦及び応募による候補者の総数が「8 定数」に掲げる定数を超えた場合又は市長若しくは農業委員会会長が必要と認めた場合は、「仙北市農業委員会候補者評価委員会」及び「仙北市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」によりそれぞれの候補者を選考します。必要に応じて面接を実施する場合があります。

6 選考結果の通知

選考結果は、令和8年8月下旬までに本人及び推薦者に郵送で通知します。

7 個人情報の取り扱い

推薦及び募集により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

8 定数

- (1) 仙北市農業委員会委員 17人
- (2) 仙北市農地利用最適化推進委員 20人

農地利用最適化推進委員が担当する地区区割表

区域	番号	担当区域	人数
田沢湖 9人	1	田沢湖玉川、田沢湖田沢	1
	2	田沢湖生保内、田沢湖潟	2
	3	田沢湖刺巻	1
	4	田沢湖小松、田沢湖角館東前郷	1
	5	田沢湖岡崎	1
	6	田沢湖神代	1
	7	田沢湖梅沢	1
	8	田沢湖卒田	1
角館 6人	1	角館町、角館町岩瀬町、角館町裏町、角館町歩行町、角館町小勝田、角館町表町上丁、角館町上新町、角館町川原町、角館町小人町、角館町下岩瀬町、角館町下新町、角館町下中町、角館町竹原町、角館町田町上丁、角館町田町下丁、角館町中町、角館町七日町、角館町西勝楽町、角館町東勝楽丁、角館町細越町、角館町山根町、角館町横町、角館町表町下丁	1
	2	角館町雲然	1
	3	角館町下延、角館町八割	1
	4	角館町白岩、角館町広久内、角館町藪田	1
	5	角館町西長野	1
	6	角館町山谷川崎、角館町川原	1
西木 5人	1	西木町上桧木内、西木町桧木内	2
	2	西木町西明寺、西木町小山田	1
	3	西木町門屋、西木町上荒井	1
	4	西木町小淵野、西木町西荒井	1

9 任期

- (1) 仙北市農業委員会委員 任命の日(令和8年12月20日)から3年
- (2) 仙北市農地利用最適化推進委員 委嘱の日から農業委員会委員の任期満了日まで

10 主な職務

(1) 仙北市農業委員会委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項についての活動・審議等の他、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの農地利用の最適化に関する事項について活動・審議等が主な職務となります。会議は毎月1回(毎月10日頃)程度の開催となります。なお、必要に応じ研修会等に出席していただく場合があります。また、活動内容を月ごとに記録し、農業委員会事務局に提出する必要があります。

(2) 仙北市農地利用最適化推進委員

農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等の他、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などを推進するための調査等が主な職務となります。会議は、毎月1回(毎月25日頃)程度の開催となります。なお、必要に応じ研修会等に出席していただく場合があります。また、活動内容を月ごとに記録し、農業委員会事務局に提出する必要があります。

11 身分及び報酬額

いずれも地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の2に規定する特別職の非常勤で、仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年9月20日条例第33号)の規定に基づき、報酬を支給します。

12 その他

選考にあたっての透明性及び公平性を確保するため、受付期間の中間及び期間終了後に仙北市のホームページ等で提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦した者の氏名、職業及び年齢(推薦した者が法人又は団体である場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該法人又は団体の性格を明らかにする事項)
- (2) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者が認定農業者等であるか否かの別
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受けた者又は応募した者が農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第19条第1項の規定により農地利用最適化推進委員として推薦を受け、又は応募しているか否かの別

- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうち認定農業者等の数

申込方法

- 1 他薦（農業者等又は農業者等が組織する団体等の推薦）又は自らが応募所定の「推薦書」（様式第1号）又は「応募申請書」（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、以下の方法により申込ください。

申込先	申込方法	申込場所及び宛先
仙北市農業委員会	①直接持参※ ②郵送【必着】	①仙北市角館庁舎 2階 ②宛先: 末尾記載の農業委員会事務局

※直接持参する場合は、受付時間は、平日の午前8時45分から午後5時までです。郵送の場合は、7月17日（金）午後5時までに必着です。

- 2 応募案内及び申込に必要な書類は、農業委員会事務局、田沢湖庁舎・西木庁舎各市民センター及び各出張所窓口で配布しています。また、市ホームページ（農業委員会のページ）からもダウンロードできます。

注意事項

- 1 農業委員会委員との兼務はできません。
- 2 応募者については、次の事項について関係機関等へ確認をし、選考を行います。
 - (1) 農業経営の状況等
- 3 申込書は理由の如何を問わず返却しませんので、ご承知おきください。
- 4 推薦、応募及び面接等に係る経費は、全て各自の負担となります。

農業委員会等に関する法律及び農業委員会が所掌する事務 ※必読願います。

1 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の目的

この法律は、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与すること」を目的としています。

2 農業委員会が所掌する事務(必須業務)

農業委員会が処理する事項には、主に次のものがあります。

- (1) 農地法(平成27年法律第229号)その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係に関する事項
- (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)によりその権限に属された事項
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項
- (4) 農地等の利用の最適化の推進(農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進に関する事項)に関する事項

【問合せ、郵送での申込先】

仙北市農業委員会事務局

〒014-0392 仙北市角館町中菅沢 81-8 角館庁舎 2階

電話 0187-43-2209

FAX 0187-54-4777

e-mail noi@city.semboku.akita.jp